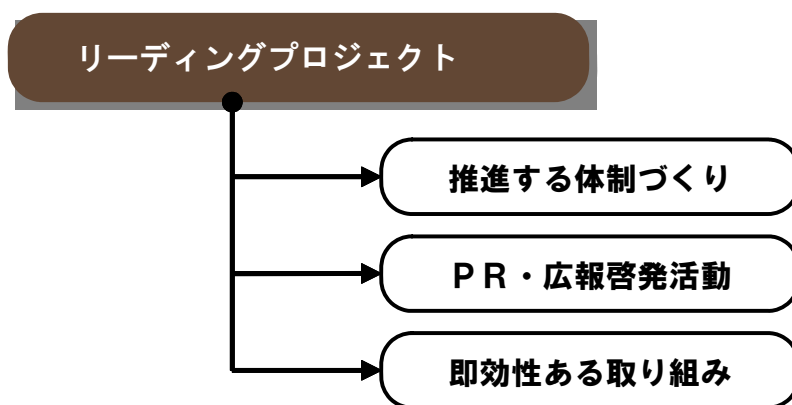


第4章 景観づくりの進め方

美しい景観づくりのためには、町民・事業者・行政等の各主体が、前章までの「景観の目標像」や「行為の制限」などの内容を十分理解し、それぞれが取り組みを実践していく必要があります。町全体で体系的かつ効果的に景観づくりを進めていくため、計画をスタートした後の3～4年程度で実施するリーディングプロジェクトを設定しました。



4-1 推進する体制づくり

ねらい	継続的な取り組みとなるよう、 町民、事業者、行政内部に「景観の伝道師」を育てる
1～2年以内のプロジェクト	<ul style="list-style-type: none">美しい景観づくりに関し、有識者から専門的な指導・助言を受けられるよう、アドバイザー制度を設ける景観に関心の高い町民による「美しい景観づくり町民会議」を組織し、コンテストの企画・検討など、サポート活動を行う

4-2 PR・広報啓発活動

ねらい	景観に関心がない町民との接点を多くしながら、 町内事業者のビジネスチャンスを増やすPRを行う
3～4年以内のプロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・ 暮らしの景観で推奨する姿、行為の届出に関する手続きなどを良質なデザインのパンフレットにまとめて配布し、ホームページでも情報を発信する・ 町内の建築物を含む住空間の設えについて表彰する「長沼テイスト・暮らしの百景コンテスト（仮称）」を創設・ 季節感ある景観を演出する取り組みを紹介・推奨（キガラシなど景観作物の栽培、冬のライトアップなど）

4-3 即効性ある取り組み

ねらい	分かりやすい成功例をつくる
3～4年以内のプロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・ 実施予定事業と連携し、まちの入り口・主要眺望点などで景観向上に取り組む・ 道路など公共施設の整備・維持などの際に、景観への配慮がなされるよう、関係機関と調整しつつ進める

